

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○平成27年度准看護師試験の実施（医療政策課）	1
○平成27年度高知県臨時種畜検査の実施（畜産振興課）	1
○土地収用法に基づく事業の認定（用地対策課）	1
○地籍調査の事業計画の一部変更（ 〃 ）	2
○県道の路線の廃止（道路課）	3
○道路の区域変更（ 〃 ）	3
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請（県民生活・男女共同参画課）	10・27掲示
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	3
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	4
○宅地建物取引業法による処分（住宅課）	4

告 示

高知県告示第630号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第18条の規定により、平成27年度准看護師試験を次のとおり行う。

平成27年11月6日

高知県知事 尾崎 正直

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成28年2月12日（金）午後1時から

(2) 場所

高知市朝倉己825-5 高知県看護協会

2 受験願書の提出期間

平成28年1月5日（火）から同月12日（火）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。

なお、郵送による場合は、平成28年1月12日付けの消印のあるものまで受け付ける。

3 受験願書及び添付書類

受験者は、次に掲げる書類等を高知県健康政策部医療政策課に直接又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(1) 受験願書（県所定の様式によること。）

(2) 履歴書（県所定の様式によること。）

(3) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面には、撮影年月日及び氏名を記載すること。）

(4) 修業（見込み）証明書又は卒業（見込み）証明書
修業見込み証明書又は卒業見込み証明書を提出した者は、平成28年2月23日（火）までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。

(5) 試験手数料、6,900円（受験願書に高知県収入証紙を貼り付けること。）

4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

(1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者

(2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者

(3) 法第21条第1号から第3号まで又は第5号の規定に該当する者

(4) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、法第21条第5号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当であると認めたもの

5 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

6 合格発表

平成28年3月11日（金）午前9時に、合格者の受験番号を高知県庁1階玄関ロビー掲示板に掲示する。

また、高知県健康政策部医療政策課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。

7 その他

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、平成27年12月18日（金）までに高知県健康政策部医療政策課に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

高知県告示第631号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する平成27年度高知県臨時種畜検査を次のとおり実施する

ので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により告示する。

平成27年11月6日

高知県知事 尾崎 正直

検査の場所		検査の期日
高岡郡 佐川町	高知県畜産試験場	平成27年12月4日 午後2時から午後3時まで

備考 1 検査を受けなければならない種畜は、疾病その他やむを得ない事由によって平成27年度定期種畜検査を受けることができなかった家畜の雄であって、県内において種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用に供するものとする。

2 検査の当日に提出しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 受検家畜の血統、能力及び経歴を証明する書類

(2) 種付台帳又は家畜人工授精簿

(3) 前年度に定期種畜検査を受検しているときは、その種畜証明書

高知県告示第632号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成27年11月6日

高知県知事 尾崎 正直

1 起業者の名称

室戸市

2 事業の種類

室戸市羽根町坂本・明神川地区津波避難タワー整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

室戸市羽根町字浜地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

平成27年9月17日に室戸市から申請があった室戸市羽根町坂本・明神川地区津波避難タワー整備事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、次のとおりである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条及び高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第7条の規定に基づき、室戸市が地震による津波から住民の生命を守るために、緊急的かつ一時的な避難施設である津波避難タワ

一を整備する事業であり、土地収用法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に係る事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である室戸市は、地方公共団体として、地震による津波災害に対して防災の推進を図るために「室戸市津波避難計画」を策定し、避難対象地域として本件事業の起業地である地区を指定しており、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

室戸市は、県庁所在地である高知市から東方78キロメートルに位置し、太平洋にV字型に突出した日本八景の室戸岬を中心に東西53.3キロメートルの海岸線を有しており、南北に山脈が縦走し、海岸近くでは特異な海岸段丘を形成しており、総面積248.30平方キロメートルのうち、8割以上を山林が占め、平成26年6月1日現在で人口15,084人、7,973世帯が居住している。

本件事業において整備する津波避難タワーは、室戸市で最も西に位置する同市羽根町の羽根海岸及び赤木谷川沿いに形成され、海、山及び川に挟まれた坂本地区及び明神川地区の2集落(以下「当該地域」という。)における津波避難困難者を対象とした緊急避難場所として活用するものである。

本件事業の計画予定地は、海岸沿いを走る国道55号から山側に約100メートル、海拔約8.3メートルの宅地で、当該地域のほぼ中央に位置し、居住する多くの住民が避難路として利用する市道坂本線脇にあり、また、当該地域には、平成26年6月1日現在で259世帯、423人が居住している。

本県において甚大な被害が予想される南海トラフ地震は、今後30年以内に60ないし70パーセントの確率で発生すると予想されているが、平成24年8月29日に内閣府が発表した「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)」及び同年12月10日に県が公表した「【高知県版第2弾】南海トラフの巨大地震による津波浸水予測」によると、室戸市の海岸沿いの地域では、全ての地域において大規模な浸

水が予測されており、当該地域においては、海岸の堤防又は河川の護岸を越えた津波により2.0メートルの深さで浸水し、多くの木造住宅は、津波被害を受け、流失する危険性が高いと予想されている。

当該地域における最短の浸水到達時間は、当該地域の西側の赤木谷川を津波が遡上した場合の26分と想定され、地震発生から避難のための移動開始までの準備時間14分を控除した12分を避難可能時間と推計している。

現在、津波避難場所は、山側の海拔19.5メートルにある広場など5箇所を指定しているが、最も遠い住民では430メートルを超える距離となっており、高齢者等の災害時要支援者では時間内に避難ができない状況となっている。

本件事業は、避難可能時間内に津波避難タワーに登る時間を考慮して算出した距離で施設からおおむね270メートル以内の120人を避難対象人数と想定しており、当該地域の住民の生命を守る重要な施設の整備となっている。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業の起業者である室戸市の調査によると、本件事業の起業地内には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)又は高知県希少野生動植物保護条例(平成17年高知県条例第78号)の定めにより起業者が保護のため特別の措置を講ずべきとされた動植物は、確認されていない。更に、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は、存在しない。

また、本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は高知県環境影響評価条例(平成11年高知県条例第5号)の定めにより環境影響評価が義務付けられた事業には該当しない。また、室戸市は、本件事業の施行において、起業地の生活環境に及ぼす影響はないとしている。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討について

本件事業の候補地として、津波浸水予測図等から避難困難地域を選定し、当該地域の住民が避難可能時間内に、津波から迅速かつ円滑に避難することができる場所を念頭に置き、3箇所の候補地を挙げて比較検討している。避難経路等の避難条件並びに社会的、経済的及び技術的観点から総合的に勘案すると、本件事業の起業地が最も適切であると認められる。

また、本件事業の起業地の面積は、津波避難タワー、避難待機場所及び避難者の駐車スペースとして必要な面積であり、適当であると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)のアで述べたように、当該地域の周辺には、適切な津波避難場所が存在しないため、近い将来発生が予測されている南海トラフの巨大地震による津波被害の危険性が高い状況であり、津波避難施設の整備が強く望まれているところである。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 室戸市役所

高知県告示第633号

平成27年5月高知県告示第266号で告示した平成26年度における地籍調査の事業計画の定めの一部を変更したので、国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第5項の規定により次のとおり告示する。

平成27年11月6日

高知県知事 尾崎 正直

区分	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
変更前	四万十市	四万十市初崎、竹島、名鹿及び古津賀の各一部	平成27年度中
変更後		四万十市初崎、竹島、名鹿、古津賀及び佐岡の各一部	
変更前	香美市	香美市土佐山田町西又、香北町川ノ内、香北町横谷、香北町有瀬、香北町谷相、物部町大柄、物部町柳瀬及び物部町押谷の各一部	"
変更後		香美市土佐山田町西又、香北町川ノ内、香北町横谷、香北町有瀬、香北町谷相、香北町西峯、物部町大柄、物部町柳瀬及び物部町押谷の各一部並びに香北町東山及び香北町古井	
変更前	奈半利町	安芸郡奈半利町イエイシ山、大蔭及び野口山	"
変更後		安芸郡奈半利町イエイシ山、大蔭、野口山及び若杉	
変更前	本山町	長岡郡本山町北山及び本山の各一部	"
変更後		長岡郡本山町北山、本山、上関、下関、木能津、下津野及び瓜生野の各一部	
変更前	仁淀川町	吾川郡仁淀川町上名野川、竹ノ谷、土居、長者乙及び長者丙の各一部	"
変更後		事業中止	

高知県告示第634号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づ

き、県道の路線を次のとおり廃止する。
 その関係図面は、平成27年11月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成27年11月6日

高知県知事 尾崎 正直

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
229	野市停車場	高知県香南市野市町西野（土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線のいち駅前）	高知県香南市野市町西野（県道南国野市との接点）
		高知県香南市野市町西野（県道南国野市との接点）	

高知県告示第635号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成27年11月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成27年11月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛宗呂下川口
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
宿毛市小筑紫町石原字上別当谷1890番1から宿毛市小筑紫町石原字向原田964番1まで	前	5.0 }	242
	後	10.1 }	
		35.0	242

 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。
 なお、その関係書類は、平成27年10月27日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年10月27日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成27年10月19日	特定非営利活動法人 井戸端 わもん	川窪 財	高知市愛宕町二丁目16番22号 愛進学院内	この法人は、地域住民の「聞く力」の向上のために、親子、夫婦の家族間、そして職場などで、「わもん」（聞くことによる自らの輝きを信じきる自己修養法）の聞き方を日常に生かしてもらうことが出来る温かで安心安全な聞き合いの場を作ることで、公益の増進に寄与することを目的とする。また、こども、子育て中の母親、障害をお持ちの方、高齢者など社会的弱者の応援を聞く力で支える。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、奈半利町本村部土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の出があった。

平成27年11月6日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏 名 住 所
 (退任) 理事 松浦 健 安芸郡奈半利町乙3986

〃	下久保光彦	〃	〃	乙3340-2
〃	安岡 健	〃	〃	乙2983-3
〃	安岡 慶一	〃	〃	乙2892
〃	谷岡 忠一	〃	〃	乙2897-7
〃	濱渦 武良	〃	〃	乙2658
〃	岸上 重雄	〃	〃	乙2612
〃	和田 守男	〃	〃	乙1765-4
〃	竹崎 稔	〃	〃	乙1180
〃	松岡 登	〃	〃	乙 301-1
〃	西崎加壽雄	〃	〃	乙 936
〃	山村 忠志	〃	〃	乙1023-8
〃	上原 満	〃	〃	乙 247-2
〃	谷口 雅英	〃	〃	乙1624-1
〃	廣末 秀明	〃	〃	乙3063
〃	川崎 忠夫	〃	〃	乙 834
監事	戸梶 春男	〃	〃	乙2271
〃	岸上 一好	〃	〃	乙2600-2
〃	岩内 博	〃	〃	乙1067-2
(就任)				
理事	松浦 健	安芸郡奈半利町	乙3986	
〃	高橋 剛	〃	乙3352	
〃	安岡 秀樹	〃	乙2936	
〃	安岡 慶一	〃	乙2892	
〃	谷岡 忠一	〃	乙2897-7	
〃	濱渦 武良	〃	乙2658	
〃	岸上 重雄	〃	乙2612	
〃	和田 守男	〃	乙1765-4	
〃	竹崎 稔	〃	乙1180	
〃	松岡 登	〃	乙 301-1	
〃	利岡 利春	〃	乙 310	
〃	西崎加壽雄	〃	乙 936	
〃	山村 忠志	〃	乙1023-8	
〃	中山 光男	〃	乙4794-2	
〃	谷口 雅英	〃	乙1624-1	
〃	廣末 秀明	〃	乙3063	
監事	戸梶 春男	〃	乙2271	
〃	岸上 一好	〃	乙2600-2	
〃	岩内 博	〃	乙1067-2	

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
平成27年11月6日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成27年9月30日 27高都計第343号	香美市土佐山田町入 野字土居丸197番	香美市土佐山田町 山田1012番地18 山中 修平

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第66条第1項第3号の規定による処分をしたので、法第70条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成27年11月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 処分をした年月日
平成27年10月30日
- 2 処分を受けた宅地建物取引業者
(1) 商号又は名称
株式会社森田
(2) 代表者の氏名
中島 南海男
(3) 主たる事務所の所在地
南国市植田674番地1
(4) 免許証番号
高知県知事（1）第2744号
(5) 免許年月日
平成22年11月19日
- 3 処分の内容
法第66条第1項第3号の規定による宅地建物取引業の免許の取消し
- 4 処分の理由
平成26年12月17日付けで株式会社森田の代表取締役役に就任した橋田由年が、業務上横領の罪により平成24年7月13日に懲役1年10月（法定勾留日数6日及び裁定勾留日数40日を含む。）の刑に処せられ（確定日：平成24年8月10日）、平成26年4月24日に刑が終了していることが判明した。
このことは、法第66条第1項第3号に規定する法人である場合において、その役員のうち法第5条第1項第3号に該当する者があるに至ったときに該当する。